

《経営事項審査新規審査員募集》

平成23年度から県の委託を受けて始めました経営事項審査の審査事業ですが、会員の皆様のご協力、及び審査員の皆様のご尽力を賜りました結果、県から高い評価を頂き、初年度以来継続して本会で当事業を受託しております。

本会としては受託するにあたり、行政の効率的執行に寄与することに加え、県民へ行政書士という存在をアピールし、成果を会員に還元する場となることを目的としております。この事業を継続的に成功させるには、行政書士の社会的使命を自覚し、かつ建設業許可申請及び経営事項審査業務に精通した審査員が必要です。

つきましては、下記要領により募集しますので、希望される方は下記要領に従ってぜひ積極的にお申し込みください。

経営事項審査審査員募集要領

1 業務内容

経営事項審査の審査業務

2 審査業務実施期間

2022年4月1日から2023年3月31日まで（以後更新あり）

※採用から審査員配置まで、能力に応じて教育期間を設けます。

3 審査日

県公開の経審審査日日程表の通り ※コロナ対応により変動の可能性あります。

4 業務時間

午前9時から午後5時まで（休憩1時間） ※終了時刻は当日の状況により異なります。

5 審査実施場所

建設業課横浜駐在事務所内経審会場（かながわ県民センター4階）

6 審査業務担当回数

審査員30名体制の場合、月1～2回程度の見込み ※月によって異なります。

7 応募の資格・条件

- (1) 応募申込書提出期限日において、会員歴5年以上の会員
- (2) 最近2年間に、経審申請書の作成及び申請の代理、代行をした経験が有る会員
- (3) 上記1及び2に満たない場合でも、同等以上の能力を有すると面接により判定された会員
- (4) 会員処分を現に受けてなく、会費を滞納していない会員
- (5) 行政書士賠償責任補償制度に加入している会員（未加入の場合は配置までに加入すること）
- (6) 審査員研修及び指定された審査日に必ず出席できる会員（審査日の事前交代は可）
- (7) 選考のための面接に必ず出席できる会員（面接日は一次選考後に調整する）

8 募集人員

若干名

9 日当の支給

15,000円／1日（令和3年度実績）

10 応募方法

本会事務局あてにメールにてお申し込みください。

11 応募期限

2022年2月10日（木）16時【定員に達した場合、早期に終了することがあります】

12 選考

応募された方には、申し込み後2週間以内に1次選考の結果をメールにて通知し、面接等の詳細のご案内をさせていただきます。

面接においては、経営事項審査の手引き（令和3年9月1日版）の内容を踏まえた質疑もさせていただきますので、あらかじめ手引きは熟読のうえ、お申し込みください。

なお、面接は、Zoom等でのWEB面接とする場合があります。対応準備をお願いします。

経営事項審査審査員募集申込書

2022年 月 日

※各項目は記載必須項目です。

ふりがな 氏名			
登録番号 (8桁)		会員番号 (4桁)	
事務所所在地			
電話番号			
FAX番号			
自宅住所			
メールアドレス			
携帯電話番号			
賠償責任補償制度	<input type="checkbox"/> 加入済 証券番号：		<input type="checkbox"/> 未加入

送付先：gyosei@kana-gyosei.or.jp（本会事務局メールアドレス）

2022年2月10日（木）16時必着